

寄託を受ける場合の取扱いについて

(昭和三十八年七月二十三日館長決定第十五号)

改正	昭和五十五年一月二十一日館長決定第一号	第二号
同	六十一年五月三十日同	第二号
平成	十四年三月三十一日同	第二号
同	十五年三月二十八日同	第一号
同	十九年三月二十八日同	第二号
同	二十年四月一日同	第四号

寄託を受ける場合の取扱いについて次のように定め、昭和三十八年七月二十三日から施行する。

(寄託を受ける目的)

1 寄託を受ける目的は、個人又は団体(国の機関を除く。)の有し、又は管理する図書その他の資料及びそれに係る物(以下「図書等」という。)を、相当長期にわたり、国立国会図書館(以下「館」という。)に保管し、その損傷散逸を防止するとともに、これを公衆の利用に供し、日本の学術の振興及び文化の発展に寄与することにある。

(寄託を受ける要件)

2 次の各号に該当する場合に限り寄託を受けることができる。

一 当該図書等が、館の蔵書構成上必要なものであり、かつ、国の文化財の蓄積及び利用に資するものであつて、購入、納本、寄贈、遺贈又は交換によつては収集しがたいものであるとき。

二 当該図書等を保管する場所が、確保されているとき。

(寄託契約書に定めるべき事項)

3 寄託に係る契約書(以下「寄託契約書」という。)においては、次の各号に掲げる事項についての定めがなければ「ならない」。

一 寄託物は、他の図書館資料と同様の利用に供すること。ただし、利用の制限について特約を設けることを妨げない。

二 寄託期間は、相当長期間であること。

三 寄託者は、当該図書等の寄託目録を添付すること。

四 寄託期間満了時において、寄託者又はその承継人から返還請求又は契約更新の申出がなかつた場合に、受寄者が寄託期間満了の通知をして後五年以上経過してなお寄託者又はその承継人の回答又は連絡が得られなかつた場合は、その寄託物を館に寄贈すること。ただし、特約を設けることを妨げない。

五 寄託物の保管責任は、他の図書館資料の保管にけると同様とし、当館職員の故意又は過失によらない寄託物の亡失又は損傷の責は、負わないこと。

六 寄託物の一時返還は、貸出とみなし、館の通常の貸出手続によるものとする。

七 寄託契約の変更又は解約については、当事者の一方が相当期間前に文書をもつて申し出ること。

(寄託を受ける手続の分担)

4 寄託を受ける手続の分担は、次のとおりとする。

一 寄託の申出は、収集書誌部が受ける。

二 寄託契約書の起案及び保管は、収集書誌部が行う。

三 寄託契約書の写しは、関係する部局（関西館及び国際子ども図書館を含む。）が保管する。

（議院運営委員会への報告）

5 国の文化財の蓄積及び保存上特に重要な意義があると認められる寄託については、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第十一条の規定にもとづき、両議院の議院運営委員会に報告し、その審査を求めるものとする。

（廃止）

6 受寄憲政資料の取扱に関する件（昭和二十五年六月十二日制定）は、廃止する。

（経過規定）

7 この決定施行前に締結した寄託契約にもとづく寄託については、なお従前の例による。ただし、当該寄託契約の変更又は更新の場合、この決定の定めるところにより、契約の変更を申し出るものとする。

改正文（昭和五十五年一月二十一日館長決定第一号）抄

昭和五十五年一月二十一日から施行し、昭和五十三年十一月十日から適用する。

改正文（昭和六十一年五月三十日館長決定第二号）抄

昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日館長決定第一号）

本件は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十八日館長決定第二号）

本件は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日館長決定第四号）

本件は、平成二十年四月一日から施行する。